

大学共同利用機関法人人間文化研究機構監事候補者（非常勤）の公募について

令和5年1月25日
人間文化研究機構

1 募集する職名 大学共同利用機関法人人間文化研究機構監事（非常勤） 1名

2 任期 令和5年9月1日～令和6年8月31日（前任者の残任期間）

※年齢は、原則として就任時に74歳以下とする。

※再任の場合あり。

3 求める人材像（別紙）

4 求める役割等

（1） 監事の権限

- ① 監事は、監査の必要に応じて、人間文化研究機構（以下「本機構」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、質問し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- ② 監事は、監査の必要に応じて、業務及び財産の状況の調査を行うことができる。
- ③ 監事は、本機構の業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。
- ④ 前項の会議に出席しない場合に監事は、役職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。
- ⑤ 監事は、本機構が国立大学法人法（以下「法人法」という。）又は同法第35条において準用される独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

（2） 監事の責務

- ① 監事は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏な立場で職務を遂行しなければならない。
- ② 監事は、本機構における業務の円滑な実施及び研究教育の自主性に十分配慮し、監査を実施しなければならない。
- ③ 監事は、監査の実施及び監査結果報告書の作成に当たっては、監査に当たるものとしての正当な注意を払わなければならない。
- ④ 監事は、職務上知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- ⑤ 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（3） 会計監査人等との連携

監事は、監事相互間の連携を密にするとともに、会計監査人及び本部監査室と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(4) 監事の業務

- ① 監事は、本機構の業務の監査を行う。

具体的監査事項 ア 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況 イ 中期計画の実施状況 ウ 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況 エ 物品及び不動産の管理状況 オ 人件費の状況

- ② 監事は、原則として毎事業年度始めに監査計画書を作成し、機構長に提出する。

- ③ 監事は、監査終了後、遅滞なく監査結果報告書を作成し、機構長に提出する。

また、必要があると認める場合、監査結果報告書に意見を付すことができる。

- ④ 監事は、法人法第25条第9項及び通則法第38条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に意見を提出する。

5 待遇等

勤務形態 週1日程度勤務

給与 月額 151,000円

保険・年金 なし

6 選考方法等

第1次 書類選考

第2次 面接 令和5年3月22日(水)本機構本部(予定)

※面接にかかる旅費等の経費は自己負担です。

7 応募に必要な書類

(1) 履歴書(任意様式)

(2) 監事としての抱負(任意様式 600字程度)

8 応募期日

令和5年2月15日(水)必着

9 提出先 〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル2階

大学共同利用機関法人人間文化研究機構本部事務局総務課人事係 あて

※封筒に「監事応募書類在中」と朱書してください。

10 その他

応募された書類は選考のために使用し秘密は保持しますが、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

また、法人法により、政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員で政令で定める者(※)を除く。)である者は応募できません。

(※)教育公務員で政令で定める者

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

大学共同利用機関法人人間文化研究機構監事に求められる人材像

令和5年1月19日

人間文化研究機構監事候補者選考委員会決定

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の監事監査は、本機構の業務の適正かつ合理的な運営を図ること及び会計経理の適正を期することを目的として行うものである。

このことから、本機構の監事として業務を円滑に遂行していくためには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 機構長、理事及び教職員等と密接に意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。